

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆様への支援制度のご案内

※下線部が国・県の6月補正予算で新設・拡充した内容

1 資金繰りの支援

(1) 中小企業融資制度による対応

- ・6つの資金により資金繰りを支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料) (5/1～)	4,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 6/22～限度額引上げ(3,000→4,000万円)
<u>新型コロナウイルス感染症 保証料応援資金(6/22～)</u>	<u>5,000万円</u>	<u>無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%</u>
経営活性化資金(3/16～)	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付(3/16～)	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付(3/16～)	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (3/16～)	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

(2) 国の主な支援策

① 持続化給付金(経済産業省)

- ・感染症の影響で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に、最大で法人200万円、個人事業主100万円を支給

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

② 家賃支援給付金(経済産業省)

- ・売上の急減に直面しているテナント事業者(中小企業、個人事業者など)を対象に、家賃のおよそ6か月分にあたる給付金を支給

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/488>

③ 雇用調整助成金(厚生労働省)

- ・休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、一定の要件を満たす場合、助成率を10/10に引き上げ
- ・助成上限額を8,330円/日→15,000円/日に引き上げ
- ・緊急対応期間を3ヶ月延長(R2.9.30まで延長)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- ・兵庫労働局特別労働相談窓口・ハローワーク助成金デスク

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/madoguchi_annai_00002.html

2 事業再開に向けた感染防止対策への支援（中小企業事業再開支援金）

- ・ ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

※ 6月中の受付開始に向けて準備中です。詳細が決定次第、県HP等でお知らせします。

3 休業要請に応じた事業者への給付金（休業要請事業者経営継続支援事業）

- ・ 5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・ 対象者の創業日要件をR2.3.31以前まで拡大

- ① 5月6日までの休業 給付額：中小法人100万円、個人事業主50万円
(飲食店・宿泊業等：法人30万円、個人15万円)
※休業期間に応じて給付額は異なる
- ② 5月7日以降の休業 給付額：中小法人30万円、個人事業主15万円
(飲食店・宿泊業等：法人10万円、個人5万円)

当支援金の申請受付は6月30日(火)までです。5月7日以降の休業要請に係る支援金の追加交付を受けるためには、当支援金を支給されていることが条件となりますので、早めに申請されますよう、お願いします。

4 その他

新たな事業展開や職場環境整備への支援を含め、各種施策について、県HPで紹介しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html

令和2年6月23日現在